

篠栗町商工会キャラクター「くりみん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、篠栗町商工会キャラクター「くりみん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出の申請)

第2条 着ぐるみの貸出を受けようとする者は、あらかじめ、「くりみん」着ぐるみ貸出申請書(様式第1号)を篠栗町商工会(以下「商工会」という。)を篠栗町商工会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- 2 貸出申請の受付期間は、原則として使用予定日の2ヶ月前から2週間前までとする。
なお、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出の許可)

第3条 会長は、前条の規定による申請があつた場合、その内容が各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を許可するものとする。

この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 商工会、篠栗町のイメージを損なうような使用をするとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法によって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令もしくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 政治、思想、営利等に関する活動。
- (5) 着ぐるみのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) その他会長が不適當と認めたとき。

2前項の規定による許可は、「くりみん」着ぐるみ貸出許可書(様式第2号)をもって行うものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として使用日の前日から使用日の翌日までとする。なお、商工会は、自身の使用予定に伴いこの期間を変更できるものとする。

(貸出料)

第5条 貸出料は、1回につき5千円とし、使用者は現金で商工会に事前に支払うものとする。

(原状回復)

第6条 使用者の不注意により着ぐるみを破損・汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、会長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(貸出方法)

第7条 貸出を受ける者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの受け取り・返却について、商工会と直接行うことを原則とする。なお、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸出に伴う搬出及び搬入は使用者が行うものとする。なお、搬送に当たっては、商工会の指示に従うものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 別に定める使用マニュアルを厳守し取り扱うこと。
- (7) その他会長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第9条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取消すとともに、当該団体には今後一切の貸出を許可しない。

2 前項の場合において、既に貸し出しをしているときは、会長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(返却)

第10条 使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(貸出者の免責)

第11条 着ぐるみの使用により使用者が受けた被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、商工会は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 その他、本要綱の定めのない事項については、使用者は商工会と事前に協議することとする。